平成24年12月甲良町議会定例会会議録

平成24年12月3日(月曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	承認第8号	専決処分につき、承認を求めることについて(平成24
		年度甲良町一般会計補正予算(第5号))
第 4	議案第42号	甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第43号	甲良町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条
		例
第 6	議案第44号	甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する
		条例
第 7	議案第45号	甲良町税条例の一部を改正する条例
第8	議案第46号	甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関す
		る条例の一部を改正する条例
第 9	議案第47号	甲良町下水道条例の一部を改正する条例
第10	議案第48号	甲良町布設工事監督者の基準および資格基準ならびに水
		道技術管理者の資格基準に関する条例
第11	議案第49号	滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につき、議決
		を求めることについて
第12	議案第50号	滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につき、議決
		を求めることについて
第13	議案第51号	滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、議決を求め
		ることについて
第14	議案第52号	滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき、議
		決を求めることについて
第15	議案第53号	滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する
		協議につき、議決を求めることについて
第16	議案第54号	彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することに
		つき、議決を求めることについて
第17	議案第55号	甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者
		の指定につき、議決を求めることについて
第18	議案第56号	甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者

の指定につき、議決を求めることについて

第19 議案第57号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の 指定につき、議決を求めることについて

第20 議案第58号 甲良町デイサービスセンター「えがお」の指定管理者の 指定につき、議決を求めることについて

第21 議案第59号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて

第22 議案第60号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて

第23 議案第61号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第6号)

第24 議案第62号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予 算(第1号)

第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることに ついて

第26 同意第6号 監査委員の選任につき、同意を求めることについて

第27 発議第10号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例

◎会議に出席した議員(12名)

1 番	阪	東	佐智	男男	2 番	野	瀬	欣	廣
3番	西	JII	誠		4番	濱	野	圭	市
5番	丸	Щ	光	雄	6番	木	村		修
7番	藤	堂		彦	8番	丸	Щ	恵	<u>-</u>
9番	金	澤		博	10番	Щ	田	壽	_
1番	西	澤	伸	明	12番	建	部	孝	夫

◎会議に欠席した議員

1

なし

◎会議に出席した説明員

町	長	北	Ш	豊	昭	教	育	長	堀	内	光	三
総務記	果 長	大	橋	久	和	会計	十管理	里者	Щ	本		昇
教育	欠 長	金	田	長	和	税	務 課	長	上	田	和	光
企画監理	即長	中	Щ		進	人	権課	長	奥	Ш	喜四	回郎
水道調	果 長	茶	木	朝	雄	産	業 課	長	米	田	義	正
建設調	果 長	若	林	嘉	昭	住	民 課	長	中	Ш	愛	博
保健福祉	上課長	JII	嶋	幸	泰	学核	(教育	課長	橋	本		悟
給食センタ	一所長	陌	間		守	総利	务課参	多事	中	Ш	雅	博

保健福祉課参事 片 岡 聡 水道課参事 北 坂 仁

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 宝 来 正 恵

(午後2時00分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年12月甲良町議会定例会を 開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 丸山光雄議員および6番 木村議員を指 名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月5日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月5日までの3日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。町長。

○北川町長 本日、平成24年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

去る11月21日に開催された全国町村長大会に出席し、行政を取り巻く情勢について内容を深めてまいりました。総括的には、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、低迷を続ける経済情勢による税収の減少、基幹産業である農林水産業の衰退など、極めて厳しく、さらにTPPに関する議論の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されています。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、我が国の再生を進めていくためには国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなくてはなりません。我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進することを改めて強く感じているところです。

次に、私は平成24年度の後半4カ月を残すこの時期において、三位一体改革で大幅に削減された交付税を見直すとき、本年度の普通交付税の額は11億3,090万9,000円と確定し、昨年度に比べ4,510万8,00円の減額となっております。特別交付税にあたっては、昨年度は4億4,200万円を交付していただきましたが、厳しい経済情勢や東日本大震災後の復旧、復興および台風や集中豪雨、大規模な災害が続く中であり、前年同額を確保するのは非常に難しいと思いますが、最大限努力をいたす所存ですから、議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、あす、第46回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が公示され、12日間の選挙戦が始まります。議員各位におかれましては、それぞれの立場で選挙にかかわられることと思いますが、寒い時期でもあり、お体には十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第8号は、平成24年度甲良町一般会計補正予算(第5号)で、746万3,000円を追加し、補正後の予算額を38億3,414万4,000円とするものでございます。補正項目としましては、12月16日に執行されます衆議院議員選挙の予算について専決処分をいたすもので、その承認をお願いするものであります。

議案第42号、議案第43号は、財団法人滋賀県市町村職員互助会の名称が、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に改められたため、甲良町職員の給与に関する条例および甲良町職員の共済制度に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日 に公布されたことに伴い、甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改 正するものであります。

議案第45号は、住民税および固定資産税の全納報奨金制度を廃止するため、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、甲良町デイサービスセンターえがおの追加指定に伴い、 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正 するものであります。

議案第47号は、平成24年4月1日に下水道法が改正されたことに伴い、 甲良町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第48号は、平成24年4月1日に水道法が改正されたことに伴い、 甲良町布設工事監督者の基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格 基準に関する条例を制定するものであります。 議案第49号、議案第50号は、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の増減があるため、滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じましたので、議決をお願いするものでございます。

議案第51号から議案第53号は、滋賀県自治会館管理組合の解散手続きにあたり、地方自治法の規定により、組合構成団体の議会の議決が必要でありますので、議決をお願いするものでございます。

議案第54号は、彦根市と締結した定住自立権形成協定書の生活機能の強化に係る政策分野の教育の中に、学校給食センターの整備・運営の項目を追加することにつき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第55号から議案第60号までは、甲良町デイサービスセンターかつらぎ、せせらぎ、けやき、えがお、甲良町グループホームらくらくおよび甲良町サブセンターの指定管理者を選考した結果、それぞれに指定することについて議会の議決をお願いするものであります。

議案第61号は、平成24年度甲良町一般会計補正予算(第6号)で、2,390万3,000円を追加し、補正後の予算額を38億5,804万7,00円とするものでございます。

主な補正項目としましては、総務管理費では、緊急雇用創出特別推進事業による行政手続整備支援業務委託、湖東三山スマートインターチェンジ名称変更、地元負担金、廃止路線代替バス運行補助金などの増額、社会福祉費では、臨時職員賃金、修繕料の増額、児童数の減により児童手当の減額、農業費では、せせらぎ農産物直売所運営補助金、せせらぎの里の設計監理委託、施設備品購入費の増額および工事費の減額、住宅費では、公営住宅除却工事費の増額、小学校費では、修繕料の増額、中学校費では、施設備品の購入、幼稚園費では、臨時教諭賃金の増額の補正でございます。

議案第62号は、平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)で、669万6,000円を減額し、補正後の予算額を6,2 19万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員のうち、任期満了者があり、新たに人権擁護 審査会法の定めにより候補者の推せんについて議会の意見を求めるものであ ります。

同意第2号は、任期満了に伴い、上田勝氏の後任に上野安徳氏の選任につき、同意を求めるものであります。

以上、簡単ではありますが、本日提案いたしました案件について、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜り

ますようお願いを申し上げまして、提案説明とします。

○建部議長 次に、日程第3 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて。 (平成24年度甲良町一般会計補正予算(第5号))。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、専第8号 専決処分書。

平成24年度甲良町一般会計補正予算(第5号)について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

それでは、補正予算の表紙の裏をお願いします。

平成24年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

補正予算第5号は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億3,414万4,000円とするものでございます。詳細につきましては第1表で説明させていただきます。

訂正をお願いします。そこに日付が24年11月20日と書いているんで すが、11月16日に訂正をお願いします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正。歳入、14款 県支出金746万3,000円の増額補正。歳入合計、補正前の額38億2,668万1,00円、補正額746万3,000円、計38億3,414万4,000円。2ページをお願いします。

歳出、2款 総務費、補正額746万3,000円、歳出合計は歳入額と同額でございます。どうぞよろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

賛成全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第42号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例。

上記の議案を提出する。平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇中川総務課参事 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、財団法人滋賀県市町村職員互助会が10月1日付で一般財団法人滋賀県市町村職員互助会へ移行されることに伴う名称変更であります。 甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

条例第31条中「財団法人滋賀県市町村職員互助会」を「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」に改める。

付則、この条例は、交付の日から施行し、平成24年10月1日から適用 する。

以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第5 議案第43号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第43号 甲良町職員の共済制度に関する条例の一部を 改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇中川総務課参事 甲良町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例。 甲良町職員の共済制度に関する条例の一部を次のように改正する。

条例第6条中「財団法人滋賀県市町村職員互助会」を「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」に改める。

付則、この条例は公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第6 議案第44号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第44号 甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部 を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇中川総務課参事 甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に 公布されたことに伴い、甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正が 必要になりました。内容は、地方自治法の文言を改正するものでございます。

第1条、甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同項第3号中「第109条第4項、第109条の2第4項および110条第4項」を「第109条第5項、109条の2第5項、110条の第5項および第115条の2第1項」に改め、同項第4号中「第109条第5項、第109条の2第4項および第110条第4項」を「法109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項および第115条の2第2項」に改め、「常任委員会、議会運営委員会または特別委員会の要求に応じ」を削る。

第2条、甲良町証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第109条第5項、第109条の2第5項、第1 10条第5項および第115条の2第1項」を「第115条の2第1項(法 第109条第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第4号中 「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項および第1 15条の2第2項」を「第115条の2第2項(法第109条第5項におい て準用する場合を含む。)」に改める。

付則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治 法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から 施行する。

以上です。

〇建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり賛成することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第7 議案第45号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第45号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

〇上田税務課長 甲良町税条例の一部を改正する条例。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

第42条第2項を削る。

第70条第2項を削る。

付則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

主な改正の理由でございますが、当初の発足時における納税義務者の納税 意欲の向上を図ってきたわけなんですけれども、社会情勢の大きな変化によ りまして、納税義務の意欲、そして意識が非常に高くなってきたということ と、近年、町県民税におきましては特別徴収者が非常に多くなった。6割以 上の方が全納制度を適用されない特別徴収者になったということと、固定資 産税につきましては報奨金制度を使っている方が半数以上は企業の方である ということで、全体の納税義務者の不均衡という意味が大きくなっていると いうことで、今回この条例の改正をお願いするものでございます。 ○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 以前から論議をされていることでありますが、事実関係を説明を いただきたいと思いますので、幾つか質問させていただきます。

1つは、全納報奨金の対象は、先ほど言われました議案説明のときに特別 徴収者が64%、ですから、残りの36%が対象になるのか、それとも、全 納報奨金の申請をされている方はごく少数だというように聞いておりますが、 これは何人なのかということで説明願いたいと思います。

2つ目は、全納報奨金を受けることで納税率が上がった実績は認められないということだと、議案の説明の際にそういう内容のお話がありましたが、それでいいのかということです。それから、5万円以上の方が9件、5万円以内だというように思いますが、その説明をもう一度お願いしたいと思います。

それから、もう一つは、廃止することによって確保できる金額ですね、つまり全納報奨金をやめることによって確保できる金額が24年、25年見通しでどういうようになるのかということで、25年から実施されるわけで、25年からの見通しではどうかということで何点かよろしくお願いします。

- 〇建部議長 税務課長。
- ○上田税務課長 まず、第1点目でございますが、先ほど私が説明させていただきましたように、特別徴収者、この全納報奨金制度の対象にならないのが64%余りということでございます。残り36%が全納報奨金の対象になり得るということでございまして、その方がすべて全納を希望されるかということではございません。全納報奨金の対象になり得る方が残りの36%ということになります。

2番目の収納でございますが、全納報奨金があることによって収納率が上がっているかどうかという質問でございますが、これは想定ということになりますが、やはり全納報奨金があるということで収納率が若干でも上がっている要素はあるのではないかなというように思います。ただ、この全納報奨金制度をなくすことによって収納率が下がるということは、それはいけないと。これについては皆さんにご説明をしっかりして、全納報奨金がなくなっても収納は必要なんだというところをPRしながら、そのあたりの下がる要素をなるべくしないように、させないように広報活動等はやっていく必要があるのではないかなというように考えております。

そして、3番目の5万円の限度額は、固定資産税は9件、これはすべて企業であると申し上げました。ですから、4万9,000円とか、100円ま

であると思うんですが、その方もございます。ですが、3万円から5万円の 範囲はほとんどが企業の方の全納報奨ということになっております。それ以 下の方が個人ということで、やっぱり資力のある企業とか、そういう方に偏 っているという傾向はあるんじゃないかというように考えております。

最後に、予算という面で、250万円余りの全納報奨金という歳出をしているわけなんですけども、不公平があるということでこの分の予算をなくすことによって、先ほど申し上げましたけども、その分の予算についてはほかの適切な事業の方の予算に充当できるのではないかなというようには考えております。

○建部議長 ほかに。

西澤議員。

- ○西澤議員 そうしますと、戦後のそういう混乱期の中で納税意欲を高める、 それから、早期税収確保という目的から創設されたんですけども、そういう 歴史的な役割を終えて廃止をするというように考えておられるということで よろしいですか。
- 〇建部議長 税務課長。
- **○上田税務課長** 今おっしゃるように、戦後始まって、まだまだ納税意欲が少なかった。ですから、その分を啓発等をするという意味での全納報奨金という意味は一定そういう趣旨はクリアできたのではないかなというように思います。

もう一つ、この廃止の趣旨として、先ほど申しましたように、全納報奨金の対象にならない方が非常に多くなったと。この2つの要素があるというように考えております。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 賛成討論を行います。

全協での議案説明の論議もありました。また、提案説明の中でもありました、不公平で、資力のある者に対する対象ということを見直していくという方向です。私たちは今の税収を確保する点では、滞納の問題、どういうように整理をするのかということの方がうんとウエイトを占めてこの問題を解決をして、納税のできる環境をつくっていく。そして、制度についても低所得者、それから経済的に困難な方については軽減の措置を大幅にきちっと添えて、担税力のある方、全納報奨金の対象になる方は、企業であり、担税力の

ある方であります。そういうところを負担能力に応じて制度をつくっていく ということの一歩にしていっていただきたいですし、行政の側が町民の方か ら気持ちよく支払えるというような環境をつくられることを希望して、賛成 討論とします。

〇建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立全員であります。着席ください。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第8 議案第46号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第46号 甲良町デイサービスセンター等の設置および 管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

〇片岡保健福祉課参事 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正するものです。

これは、甲良町社会福祉協議会が認知症対応型通所介護事業所を実施されておりますので、追加するものです。

第2条第1項の表を次のように改めるということで、名称、甲良町デイサービスセンターせせらぎ、甲良町デイサービスセンターえがお、位置につきましては、甲良町大字在士357番地の1、甲良町デイサービスセンターけやき、甲良町大字在士625番地、甲良町デイサービスセンターかつらぎ、甲良町大字下之郷1509番地、この条例は、公布の日から施行するということです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 認知症の対応型、既に実施をされておられるわけですけども、認知症についての認識、専門的な知識が非常に要請をされますし、忍耐力も要る対応だと、ケアだと思いますが、専門職の配置はどのようにされているのか、つまり、特別なそういう訓練を受けた方、資格を持った方を配置をしてしているのか、それとも、他の業務と兼務をした職員を配置しているのか、その辺の配置状況について、簡略で結構ですからご報告をお願いします。
- 〇建部議長 保健福祉課参事。
- ○片岡保健福祉課参事 管理者1名、そして看護師1名、これにつきましては、管理者が兼務という形で看護師の資格を持っておられます。そして、機能訓練指導士につきましても看護師ということで資格を持っておられる方でございます。生活相談員1名、介護職員さんという形で7名の登録ということで、その中でえがおさんが回っておられるということで申請が出ております。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 ちょっとわかりにくいんですが、管理者は兼務だが、後の10人となりますか、看護師1人、なりますので、それ以外は、兼務はされておらずに認知症の対応型だけに勤務をしているということなんですか。それとも、その7名は他の業務と兼務をしているのかどうかですね。
- 〇建部議長 保健福祉課参事。
- ○片岡保健福祉課参事 これにつきましては、国の方の法律に基づきまして職員の定員管理というのがありますので、資格要件です。管理者、看護師、生活機能相談員、そして介護職員という形で、その中で定員が決まっておりますので、その中で回っておられるという形でございます。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 ずばり答えてくださいよ。このせせらぎと、ここに2つ、えがおを新しく設置、既に運用されていますので、制度として町が認定するということで条例を改正するわけですけども、せせらぎと兼務ではないのか、それとも兼務をしているのか、国の基準、当たり前のことで、国の基準に基づいてやっているけれども、せせらぎと兼務ではないのか。兼務でない方も、そういう分け方で言うと何人と何人かということで端的に答えていただいたら結構です。
- 〇建部議長 保健福祉課参事。
- **〇片岡保健福祉課参事** せせらぎとえがおさんの職員の部分につきましては、 兼務はされておられません。えがおさんだけでございます。
- **○建部議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第47号 甲良町下水道条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

水道課参事。

○北坂水道課参事 議案第47号 甲良町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第2次一括法が公布されまして、下水道法の一部が改正されました。この ことにより、排水設備の構造の技術上の基準を改正することをお願いするも のです。

甲良町下水道条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2条」を「第2条の4」に改めます。

第2条に次の3項を加えます。

公共下水道の構造の技術上の基準を第2条の2に定めます。

排水施設の構造の技術上の基準につきまして、第2条の3で1号から10 号までを挙げております。

また、適用除外につきまして、第2条の4にあります1号が、工事を施工するために仮に設けられるもの、2号、非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの。

付則として、この条例は、平成25年4月1日から施行すると。 以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 新旧対照表の、まず1ページのところであります。

私の質問しますのは、施工業者への周知徹底ですね。そして、それが実行されたかどうかを監視、監督する行政の役割が大きくなってくると思います。もともと水道法にこのことが書かれていたんだというように思いますし、そういう基準で施工されていたんだと思いますけども、改めて町の条例としてきっちりうたっていくということになるわけでして、例えば一番最初のところで、強固で耐久力を有する構造とすることというように、施工業者にそういう施工をお願いする、周知徹底すると同時に、そのことがきっちりやられたかどうか監督することも大変重要になってまいります。これをどういうような体制でされるのかということで説明、よろしくお願いします。

- 〇建部議長 水道課参事。
- ○北坂水道課参事 今、排水施設の構造上のということで、例えば今の、堅固で耐久力を有する構造ということで、これは設計で私どもやりまして、それを発注という形になります。それでもって完了検査というふうにしておりますが、最後の完了まで見届けるという形でとっています。以上です。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 業者の新しく変わる部分と従来からこのことが求められていることだというように思いますが、それぞれ技術基準がきっちり設けられるというように、私が強固なと言ったのはあくまでたとえの話でして、たとえを言いますと、コンクリートその他の耐久性の素材でつくりとか、それから、マンホールの密封することができるふたを設けることだとかという点で、この基準に合うような施工をすることと、それから、そういうような施工がされたのかどうかという点で、完了検査で以前アスファルトがあったように、疑いが持たれるということがない完了検査の役場としてのきちっとした強固な体制が要るのではないかという点はどういうようにするのかという質問ですので、周知徹底と役場の管理、監督の体制、これをどうするのかということです。
- 〇建部議長 水道課参事。
- ○北坂水道課参事 下水道の設計は当方の方でやっておりますし、下水道の設計基準というものがありますので、それに基づいて設計をいたしております。 それをもって、監督するときにも書類などを提出していただいて、竣工検査にまた付するということになります。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第10 議案第48号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第48号 甲良町布設工事監督者の基準および資格基準 ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

水道課参事。

〇北坂水道課参事 議案第48号 甲良町水道事業布設工事監督者の配置基準 および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例について説 明いたします。

第2次一括法によりまして水道法が一部改正されました。それに伴いまして、水道の布設工事監督職員の配置、資格基準、水道技術管理者の資格についてを条例で定めるということになったものをここでお願いするものです。

目的として、第1条、この条例は、水道法第12条および第19条第3項の規定に基づき事実上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準および当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格基準ならびに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

布設工事監督者を配置する工事。

第2条として、布設工事監督者を設置する工事をうたっております。

1号に、1日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更に係る工事、2号として沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設、増設、または大規模の改造に係る工事と。

布設工事監督者の資格について、第3条でうたっております。法第12条 第2項に規定する布設工事監督者が有すべき資格は次のとおりとするという ことで、1号から8号までを規定しております。

次に、水道技術管理者の資格について、第4条法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術者が有すべき資格は次のとおりとすると。1号から6号までを挙げております。

付則、施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する。 以上です。

〇建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 なお、討論、採決につきましては、最終日に行います。 次に、日程第11 議案第49号を議題といたします。 議案を朗読させます。 局長。

○陌間事務局長 議案第49号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に つき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成24年9月30日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から愛知郡広域行政組合が脱退することおよび滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。 総務課参事。

○中川総務課参事 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部改正についてご 説明いたします。

滋賀県消防広域化推進計画に基づき、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部とが平成24年10月1日をもって合併されました。愛知郡広域行政組合の消防職員59名が東近江行政組合に移管されることに伴いまして、いったん平成24年9月30日付をもって本組合から76名が脱退し、翌10月1日から消防職員を除く職員17名が新たに本組合に加入するものであります。

滋賀県市町村職員退職手当組合の一部を次のように改正する。

別表第1中「、愛知郡広域行政組合」を削る。

付則、この規約は、許可の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員退職 手当組合規約の規定は、平成24年10月1日から適用する。 以上です。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第12 議案第50号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第50号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に つき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成24年10月1日から滋賀県市町村職員退職手当組合に愛知郡広域行政組合が加入することおよび滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇中川総務課参事 滋賀県市町村職員退職手当組合の一部を改正する規約、滋賀県市町村職員退職手当組合の一部を次のように改正する。

別表第1中「湖北地域消防組合の次に「、愛知郡広域行政組合」を加える。

付則、この規約は、許可の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員退職 手当組合規約の規定は、平成24年10月1日から適用する。 以上です。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席ください。

起立全員であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第13 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第51号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、 議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県自治会館管理組合規約 を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することに つき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 滋賀県自治会館管理組合規約の一部を改正する規約について ご説明いたします。

今回、滋賀県自治会館管理組合が入居している滋賀合同ビル(昭和36年9月建設)、現在49年4カ月たっておりますが、それを今回解体することに伴う関連する規約改正と協議2件をお願いするものでございます。

それでは、本文を朗読します。

滋賀県自治会館管理組合規約の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章、組合の解散に伴う事務の承継。

第13条、組合の解散があった場合においては、野洲市がその事務を承継 する。

付則、この規約は、許可の日から施行する。

以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第14 議案第52号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第52号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議 につき、議決を求めることについて。

地方自治法第288条の規定により、別紙のとおり平成25年3月31日をもって滋賀県自治会館管理組合を解散することを協議のうえ定めることにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 今回、滋賀県自治会館管理組合の解散をすることによって、 各地方自治体、関係する議会の協議が必要ということで、今回協議をお願い するものでございます。

別紙をお願いします。

滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議書。

滋賀県自治会館管理組合の解散について、地方自治法第288条の規定により、下記のとおり定めるものとする。

平成25年3月31日をもって滋賀県自治会館管理組合は、解散する。 以上です。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 計論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第15 議案第53号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第53号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき、議決を求めることについて。

滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法第289条の規定により、別紙のとおり協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 この第53号も、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産 処分の割合を決めるものでございます。

別紙をお願いします。

滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第2

89条の規定により、下記のとおり定めるものとする。

第1号から第20号までは、組合設立時の負担金の割合に応じて、また合併したところは合算して、その率に応じてこの金額を示したものでございます。

21号につきましては、日本赤十字社、滋賀県信用農業組合連合会、全国農業協同組合連合会および全国共済農業協同組合連合会に帰属せしめる財産をあらわしたものでございます。

22号につきましては、事務を承継する野洲市に固有資産等所在地市町村 交付金法に基づく平成25年度分の国有資産等所在地市町村交付金に相当す る額および地方公務員災害補償法に基づく平成24年度確定負担金の不足額 に相当する額を帰属せしめるもの。

23号、前記1から22まで配分した後、なお残余が生じた場合は、次に掲げる割合により算定した額を、それぞれの市町に帰属せしめるというものでございます。率は、先ほど言いましたとおり設立時の負担金の割合に乗じてということでございます。よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第16 議案第54号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第54号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更 することにつき、議決を求めることについて。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 の規定により、議会の議決を求める。 上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○中山企画監理課長 議案第54号につきましてご説明申し上げます。変更する協定書の締結をお願いするものでございます。

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書。

平成21年10月4日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号ウに次のように加える。

(ゥ) 学校給食センターの整備・運営。

a、取組の内容。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けられるよう、学校 給食を通じた食育の推進や学校給食の充実等を図るため、学校給食センター を整備するとともに、その円滑な運営に努める。

b、甲の役割。

学校給食センターを整備するとともに、乙と連携して、当該センターを運営する。

c、乙の役割。

甲の実施する学校給食センターの整備に協力するとともに、甲と連携して 当該センターを運営する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の 上、それぞれその1通を保有する。

甲、彦根市長。

乙、甲良町長。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 大きく3つ、質問をいたします。

1つは、学校給食を定住自立圏の広域で行うことについての内容がどうなのかということ、それから、大きな2つ目は、中心市と締結する内容ですので、このことがどういうような影響を持つのかということです。それから、最後に説明期間の問題です。

一番最初に、内容について、続けて質問をいたします。

450食という計画です。これは450食で見ますと、現在800食から見ますと8倍強ですね。9倍近くなります。このつくっているところ、愛荘町の給食センターに行きましたが、2,550食です。まさに工場です。私は、言葉は悪いですが、えさをつくっているような状況、つまりおしょうゆを入れるのにも大きなボールではかって入れる。味見をするという状況はありませんでした。この点で、そういう4,500食をつくることでどういう影響が出てくるのか。つまり、食育だとか、手づくりとかいう点では大きく外れてしまうのではないかと。この見解をお願いします。

それから2つ目は、比較的近いというようにメリットの中で書いていますが、運搬時間はどういうようになるのですか。これを説明、よろしくお願いします。

それから、ここで言う、協定書の中にもあります、こういう広域でやって 食育というのをどういうようにとらえて、位置づけておられるのかというこ とです。広域に任せて食育ができるのかという点であります。

次は、この中に多くの意見を取り入れられるのでというようにありますが、何をもって多くの意見を取り入れられるのですか。行政が多く加入をすることによって他の行政も参画をして意見が取り入れられる。それで甲良町のアイデンティティー、甲良町としての役割、甲良町としてこうしたいということが生きていくのですか。そういう点、どう考えておられるのか、です。

それから、地産地消、広域によって地産地消を図る。より広域的な地産地消ができるというようになりますが、先ほどせせらぎの計画でもありました。学校給食の地元食材を30%台から50%台に引き上げるという計画が発表されましたが、それとの矛盾をしないかどうかですね。つまり、広域ですので他の産地との競争がありますし、すみ分けが要ります。それぞれの地域が学校給食の地産地消を増やしたいと考えておられると思います。甲良町だけが参入をできる状態ではありません。その点で地産地消が拡大されるということについてどう考えておられるのか、です。

それから、大きな2つ目の、中心市と締結する内容ですので締結破棄、これは定住自立圏の中にも協定が破棄できるというように思いますが、破棄でいる場合、その場合、部分破棄も可能なのか。つまり、協定から離脱をすることも可能なんですが、もともと定住自立圏の構想は、中心市のマネジメントに周辺市町村が乗っていく、協力をして進めていくということですが、主体は、ここで言えば彦根市です。彦根市のマネジメントにイエス、ノーをしながらついていくわけですので、独自のところが発揮できなければ破棄もあり得るわけでして、これがどうなのか。これをご回答願いたいと思います。

最後に、説明期間の問題でありますが、これは20日の日に全協があって

説明がされました。全資料が出てまいりました。9月議会で決算議会のとき に教育長から資料提供を受けているということで発言、回答がありましたが、 こういうところから見れば、豊郷町の場合は6月の議会でこういうことで考 えている。つまり彦根市の中学校給食に豊郷町の中学校給食を乗せていくと。 つまり、状況が違いますので、豊郷は中学校給食がありません。甲良町は捕 食でありますけども実施をしているということでありますが、定住自立圏の 中に学校給食を広域でしていくということは6月に提起されて、そして9月 に協定書が可決をされたと聞いています。そういう準備の期間、それから、 住民に図ること、とりわけ全協でも私、言いましたが、保護者、学校関係者 などに十分な説明期間があるのかということですので、急ぐ理由があるのか ということと、それから、少なくとも3月議会でサイド提起をして、議会と しては継続審査が僕は望ましいというように思いますが、継続審査をして、 そして甲良町の町行政としてはあくまで、少なくとも3月の議会に提起をし て、再度論議をしてしかるべき可決をするというのが筋だと思いますが、こ の大きな点で、3点言いました。細かいところがありますが、よろしくお願 いします。

〇建部議長 教育次長。

○金田教育次長 沢山いただきましたので、すべて答えられるかですが、まず、450食じゃない、4,500食ですから、800食ですから、5.何倍ですねということです。一般質問にも出ておりますけども、要は、家庭でつくる3人、5人分の調理の方法と、800食または4,500食という調理方法は当然違ってきます。けれども、調理員さんは生徒一人一人の顔を浮かべながら、愛情を持ってつくっておられます。何ら問題ないというように思っております。それと、運搬時間ですが、直線距離で3.5キロぐらいですので、10分か15分程度だというふうに思っております。広域での食育ですが、当然1市2町、いろんな学校が食育の計画を立てると思います。それぞれがきっちりと計画を組んで、見学、そしていろんな調理実習等々の食育は十分可能であります。

それと、地産地消につきましても、甲良だけで800食よりも4,500食になれば、もっともっと甲良の食材も使っていただけるものではないかというふうに考えております。

それと、協議をしていく中で甲良に非常に不利なことばかりが起きてきたら、西澤議員が言われるように、これも破棄といいますか、やめるというようなことも当然可能かなというふうに思っておりますので、そうならないように、当然私たちが協議の中で甲良の思いなりを伝えていくわけでありますので、よろしくお願いします。

それと、説明期間が短いのと違うかという話ですが、議決をいただいてから、当然保護者に対しては説明していかなければならないと思っております。 3月までという話も、全協でもありましたけれども、3月まで待っていると、 当然彦根と豊郷は協議を進めております。甲良が入る時期が遅くなります。 ということは置いてきぼりされてしまうというようなことがございます。一 日も早くその協議に甲良町として入っていく。これが大事なことと違うかな というふうに考えております。

以上のようなところです。

- 〇建部議長 企画監理課長。
- ○中山企画監理課長 ご質問の中に、協定書の廃止、一部廃止等のお話がございました。当初の協定書の協定項目の中に明記してございます。もちろん全体の廃棄につきましても議会の議決を得た、また、公告してから、通告してからの期間等の規定はございます。今回の場合は、一部ということかと思いますので、今回、協議がありますように、内容につきましては疑義が生じた場合には甲乙が協議して定め、そして、議会の承認を得て変更していくという内容で対応する内容になろうかと思います。

それともう1点、申しわけございません、先ほどの協定書の中で、甲良町の住所に大字が抜けてございましたので、大字の記入をやって進めたいと思います。

以上です。

〇建部議長 ほかに質疑はありませんか。 西川議員。

〇西川議員 3番 西川です。

私は参画することはいいことだというふうに思っていますし、あれなんですが、地産地消の絡みで、先ほどから話が出ていますように、従来以上のものを確保していただきたいということと、それから、今、現在お勤めになっている職員の方、調理されている方、臨時の方とか、その方が自動的に向こうに入れるようなシステムになるのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねします。

- 〇建部議長 教育次長。
- ○金田教育次長 地産地消につきましては努力をさせてもらいます。

それと、今、給食センターには1人の正職員と臨時職員で回っています。 広域になろうが、町単独でやっていこうが、今私どもが考えておりますのは、 町長とも協議しておりますのは、調理の民間委託という方法を今後とってい くのがベターであろうなと。

といいますのは、今年度で1人、退職、正職員がされます。というような

こともありますので、職員の確保等も非常に厳しいものもあります。というようなことから、給食センターについては、調理は民間委託というようなことを考えているわけですが、その臨時職員さんにつきましても、広域であろうが、単独でいこうが、当然業者に職員として採用していただくようにアプローチはかけていきたいというように考えております。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

なお、討論、採決につきましては最終日に行います。

これより約15分間、休憩いたします。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第17 議案第55号から日程第21 議案第59号までを一 括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第55号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の 指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

議案第56号 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者n 指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

議案第57号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

議案第58号 甲良町デイサービスセンター「えがお」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

議案第59号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 議案第55号から59号までを説明させていただきます。 いずれの議案につきまして、指定期間の終了に伴い、指定管理者の再指定 をお願いするものでございます。

まず初めに、甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

- 1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」。
- 2、指定管理者、彦根市後三条町350番地3、鈴木ヘルスサービス株式 会社、代表取締役、鈴木則成。
 - 3、指定期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日。

次、議案第56号でございます。

めくっていただきまして、甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指 定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項に規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

- 1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」。
- 2、指定管理者、甲良町大字在士357番地1、社会福祉法人甲良町社会福祉協議会会長、種村長年。
 - 3、指定期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日。

続きまして、議案第57号をお願いいたします。

甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決 を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

- 1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「けやき」。
- 2、指定管理者、犬上郡豊郷町大字八目12番地、公益財団法人豊郷病院代表理事、佐藤公彦。
 - 3、指定期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日。

続きまして、議案第58号をお願いいたします。

甲良町デイサービスセンター「えがお」の指定管理者の指定につき、議決 を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

- 1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「えがお」。
- 2、指定管理者、甲良町大字在士357番地1、社会福祉法人甲良町社会福祉協議会会長、種村長年。
 - 3、指定期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日。

続きまして、議案第59号をお願いいたします。

甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

- 1、公の施設の名称、甲良町グループホーム「らくらく」。
- 2、指定管理者、犬上郡豊郷町大字八目12番地、公益財団法人豊郷病院代表理事、佐藤公彦。
 - 3、指定期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許しますが、議案番号 を告げて質疑をお願いします。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

私は、共通するところで聞かせていただきます。

えがおについては、新規で始める、設置をした後始めるということでありますので、1つは、決算書が提出をされているかということでご回答お願いします。2つ目は、それぞれの事業で運営する事業体、鈴木ヘルスケアサービス、それから、甲良町社会福祉協議会、それから、公益財団法人豊郷病院が、その事業分野の決算において分別をされた決算を出されているのかと。

分別したものを提出されているのか、それとも、それぞれの事業体は他の事業を展開されておられますので、それを含んでなのか、それとも分別をされてわかるものが提出されているのか、説明をお願いします。

3つ目は、町の監査委員が収支は、経営は健全だというように行政は判断されましたが、町の監査委員の監査を受けておられるのかどうか、否か、ご説明、よろしくお願いします。

- 〇建部議長 保健福祉課長。
- ○川嶋保健福祉課長 決算書につきましては、当初、申請の時点においては全部の事業の決算書がついておりましたので、それを分けていただきまして、甲良町だけの、今の施設の決算書をいただいております。

それと、町の監査につきましては町はしておりません。町というか、それ ぞれの監査が監査しておりますので、町は申請書が来たときにそれを見てい るだけでございます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 西澤議員。

○西澤議員 指定管理者の制度そのものについては、小泉改革の当時に官から 民へという公設民営の流れの中でできた1つの制度です。そういう点では、 市場原理に官の事業、つまり福祉や教育やとか、町民に直接関与する、関係 する事業を民間の採算をとれる部門にということで経営をしているところに 委託をする、こういう流れであります。

同時に、一つ一つ運用するにあたって、私どもはそのことが過度に競争原理にさらされないかというように甲良町における指定管理者の制度が導入されたときにも発言をしてまいりました。という点では、人口密集地では参入業者が多数おられて競争になってくる。周辺部においては人口が加速をする中で、つまり収支の利益率が上がるという事業は本当に少なくなっています。そういう中での過度な競争でないようにということと、それから、その地域に、町に合った運営を貫いていくという点で、それぞれの事業体の方々が甲良町の施設についての運営をされてこられていますので、共通をしますが、賛成の討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。 これより、議案第55号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第22 議案第60号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第60号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

〇米田産業課長 それでは、議案第60号、甲良町サブセンターの指定管理者 の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。 記。

1、公の施設の名称、甲良町サブセンター。

2、指定管理者、甲良町大字尼子445番地、公益社団法人甲良町シルバー人材センター理事長、種村長年。

3、指定期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日です。よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 先ほどの議題と同じように、決算書が提出されているかどうか。 そして、その決算書は、その事業の分野の分別をされた収支決算であるかど うか。それから、ここで言いますとシルバー人材センターの監査状況はどう なっているか、ご回答お願いします。
- 〇建部議長 産業課長。
- ○米田産業課長 指定申請のときに収支決算書がついております。そうした中におきまして、指定管理事業につきましては分別した形で表示されており、監査については独自の監査委員の監査報告書がついておるところでございます。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第23 議案第61号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第61号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第61号についてご説明いたします。

表紙の裏をお願いします。

平成24年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

平成24年度甲良町一般会計補正(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5,804万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、第1表で説明させていただきます。そこに日付が書いてあると思いますが、この日付、24年12月3日にご訂正をお願いします。

それでは、1ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入、9款 地方交付税、補正額2,600万円、11款 分担金及び負担金4万8,000円、13款 国庫支出金879万4,000円の減額、14款 県支出金553万7,000円、19款 諸収入111万2,000円、歳入合計、補正前の額38億3,414万4,000円、補正額2,390万3,000円、計38億5,804万7,000円。

じゃ、2ページをお願いします。

歳出の部、2款 総務費961万2,000円、3款 民生費71万4,000円の減額、6款 農林水産業費272万円、8款 土木費555万8,000円、9款 消防費53万2,000円、3ページ、10款 教育費619万5,000円、歳出合計は歳入額と同額でございます。よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 西澤です。

歳入の部のところで、特別交付税 2, 600万円が増額をされて、差し引き後は 2, 300万の増でありますけども、この財源を使ってそれぞれ支出にされています。そこで私の質問は、今現在の町民の暮らしの状況、それから、せせらぎの里、1つのメーンでありますけども、農業の振興を図るということが町としても非常に大事な課題になっています。そこで、暮らしの応援だとか家計、直接の温める方法ですね。それから、農業振興で、いわゆる農業の直接所得補償など、農業がいろんな産物を生産をして励みになるという制度を、来年度のせせらぎの里の計画の中にも少しそういうことを励ます中身になっていますが、補正の段階でこういう配分する、それを重点に配分する考えはなかったのかどうか、お尋ねをいたします。

- 〇建部議長 総務課長。
- ○大橋総務課長 今回は補正予算ということで緊急を要すること、または制度 改正によるものを中心にさせていただきました。また、当初見積もりから予 算を執行するにあたり不用になったもの、または追加等になったものに関し て補正予算をさせていただきましたので、新年度につきましてはそういう形 で重点目標としてまた取り入れていくことも考えていきたいというふうに思 っております。今回は、補正のために緊急に要するものだけにさせていただ きました。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようでしたら、これで質疑を終わります。 なお、討論、採決につきましては、最終日に行います。 次に、日程第24 議案第62号を議題といたします。 議案を朗読させます。

局長。

〇陌間事務局長 議案第62号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別 会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

〇川嶋保健福祉課長 議案第62号について説明させていただきます。

予算書の、1枚めくっていただきまして、平成24年度甲良町後期高齢者 医療事業特別会計補正予算(第1号)でございます。 総額から歳入歳出それぞれ669万6,000円を減額し、総額を6,219万2,000円にお願いするものでございます。第1表により説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 後期高齢者医療保険料728万7,000円の減額、4款 繰越金51万5,000円、5款 諸収入7万6,000円、歳入合計、補正前の額6,888万8,000円、補正額669万6,000円の減額、補正後予算額6,219万2,000円でございます。 続きまして、次のページ、2ページをお願いいたします。

支出の部でございます。2款 後期高齢者医療広域連合納付金677万2,000円の減額、3款 諸支出金7万6,000円の増、歳出合計につきましては歳入合計と同じでございます。

それと、表紙の裏です。平成24年12月5日となっておりますけれど、3日に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 後期高齢者の医療制度は、現政権、民主党の政権がはやばやと廃止するということで公約を掲げていたものであります。そういう点では、制度そのものは早く廃止をしなければなりませんし、私どもはそれに反対をしてきた立場です。今回は、補正という限定の範囲で賛成とさせていただきます。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第25 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

〇建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

〇北川町長 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。 人権擁護委員法第6条第1項の規定による委員、小林三津廣氏の任期満了 に伴い、同法第6条第3項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候

住所、犬上郡甲良町大字在士497番地。

補者として推薦したいので意見を求める。

氏名、藤礼子氏。

生年月日、昭和31年2月24日。

藤礼子氏を、今回人権擁護委員に推せんをさせていただきたいと思います。 藤礼子氏は、長年にわたり甲良中学校の心のオアシス相談員を務めていただ き、現在は総務省所管の行政相談員と甲良町民生委員、児童委員の活動を通 じ、熱心に人権問題に取り組まれておられます。地域の発展や教育の振興、 福祉の向上についてさまざまに、何事にも積極的に取り組んでいただいてい るところです。

このたび、小林三津廣氏の任期満了に伴い、後任として町民の信望も厚く、 人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権について理解のある、また、 今までの経験を活かし、今後の人権擁護活動に大いに期待できる藤礼子氏を 人権擁護委員としてお願いするものです。任期は、平成25年4月1日から 平成28年3月31日までです。よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第26 同意第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第6号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

〇北川町長 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

前任者上田勝氏が、12月23日をもって任期満了になります。したがって、下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字下之郷1496番地。

氏名、上野案德氏。

生年月日、昭和24年1月1日生まれ。

上野氏につきましては、先ほど全協で説明をさせていただいておりますが、昭和42年4月に、大阪国税局総務部総務課に採用され、翌年から滋賀県内各税務署管内を勤務され、その後、途中で大阪国税局第一課に行ったり、あるいは、県外の茨木税務署や、あるいは枚方税務署、右京税務署、そして最後が大阪国税局ということで、平成20年7月に辞職をされ、平成20年8月から税理士業を開業されまして、現在近江八幡市で事務所を構えて仕事をされておられます。日本税理士連合会近畿税理士会近江八幡支部に所属をされております。そして、地域におきましては、平成21年度下之郷の区長をされ、平成23年度より下之郷さとづくりの委員長として頑張っておられます。よろしくお願いをします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

賛成するにあたって、私の意見を述べさせていただきます。

現職の税理士の方が町の監査委員に推せんをされる。そして、可決されるであろうことから、期待をしております。それは、専門職を活かしていただいて、また、過去の経歴等、会計、経理、決算の専門家であります。財務関係についても私たち、雲泥の差で能力を高めてこられた方でありますし、そのことを前提にして税理士を開業されている。この能力を十分に活かしていただいて、町の決算、それから事業内容について忌憚のない意見、場合によっては手厳しいご意見、審査意見も添えていただいて私たちに提起をしていただきたい。そして、町行政がまともな前進ができる1つの資質にしていただきたいというように思いまして、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第27 発議第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第10号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例。 地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議 案を提出します。

平成24年12月3日。

甲良町議会議長、建部孝夫様。

提出者、丸山恵二議員、賛成者、西澤伸明議員、同じく西川誠一議員、同じく金澤博議員、同じく藤堂一彦議員です。

〇建部議長 本案につきましては、議会運営委員会の丸山恵二委員長から提案 説明を求めます。

丸山議員。

○丸山恵二議員 今回、地方自治法の改正によりますと、改正前の地方自治法では、委員会に関して第109条の常任委員会、第109条の2項で議会運営委員会、第110条で特別委員会が条建てされていたのが、改正法で1つの条文に統合され、委員会の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、甲良町議会委員会条例を改正するものです。

内容については、今まで運用していたものと変わりはありませんので、よ ろしくお願いします。

甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例。

甲良町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、 第4項の前に次の3項を加える。

議員は、少なくとも1つの常任委員となるものとする。

第2項、常任委員および議会運営委員は、会期の始めに議会において選任 する。

第3項、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議 会において審議されている間在任する。

付則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)付則第1条ただし書に規定する政令の定める日から執行する。

以上、よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第10号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後4時16分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫署 名 議 員 丸 山 光 雄

署名議員木村修